

第二十八回 参議院内閣委員会會議録第四号

昭和三十三年二月二十日(木曜日)午前
十時二十八分開会

委員の異動

本日委員前田佳都男君辞任につき、その補欠として西田隆男君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 藤田 進君
理事 上原 正吉君
大谷 藤之助君
永岡 光治君

委員

近藤 鶴代君
迫水 久常君
吉米 地義三君
前田 佳都男君
松村 秀逸君
伊藤 顯道君
田畑 金光君
千葉 信君
松本 治一郎君
矢嶋 三義君
島村 軍次君
八木 幸吉君

國務大臣 前尾繁三郎君
通商産業大臣 正力松太郎君
津島 壽一君
政府委員 内閣官房長官 愛知 揆一君
防衛庁経理局長 山下 武利君
科学技術 政務次官 吉田 萬次君

第一部 内閣委員会會議録第四号

昭和三十三年二月二十日【参議院】

科学技術庁 原田 久君
長官官房長官 樋 文吉君
科学技術庁長官 官房会計課長 齋藤 正年君
通商産業大臣 官房長官 齋藤 正年君
参事(委員 部第二課) 川上 路夫君
常任委員 会専門員 杉田正三郎君

本日の会議に付した案件

○通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案に関する件

○国防の昭和三十三年度予算に関する件

○国家行政組織に関する調査の件

○科学技術庁の昭和三十三年度予算に関する件

○委員長(藤田進君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず、一昨十八日、先議として付託されました通商産業省設置法の一部を改正する法律案につきまして、政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 通商産業省設置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

改正の要点は、第一に、通商局に振興部を設置することであり、今後におきますわが国経済の安定的成長を期するためには、輸出の振興がその

基本的要件であることは言うまでもないことでありまして、通商産業省としてあらゆる施策を結集して努力を重ねておりますが、この際通商局に新たに振興部を設置いたしまして、海外における貿易振興の中核体としての日本貿易振興会の運営の強化、今後ますます活発化するものと期待される海外諸国との経済協力の促進並びに輸出保険、輸出検査、意匠の奨励及び盗用の防止等の事務をあわせ行うことによりまして、輸出の振興に関する行政の態勢を格段に強化することといたしました。

なお、意匠に関する奨励の事務は、従来特許庁において行なっておりまして、最近において輸出品の意匠の改善及び外国品の意匠の盗用の防止等、意匠問題が国際的にも国内的にも重要な問題となっている状況にかんがみまして、これを通商局において行うこととし、あわせて従来特許庁の付属機関として設置されていた意匠奨励審議会を本省の付属機関とすることといたしました。

第二は、軽工業局にアルコール事業部を設置することであり、アルコール専売事業は、約一千四百名の職員を擁し、年間売り上げも三十数億円に達しており、加えて公共企業体としての特殊性にもかんがみ、アルコール事業部を設けて業務体制を確立し、より一そう事業運営の合理化をはかることといたしました。

第三は、金沢繊維製品検査所高岡支

所を本所に昇格させることであります。高岡支所における輸出絹人絹織物の検査高は、富山県下における繊維産業の発展に伴って逐年増加の一途をたどり、昭和三十三年においては全国検査高の二一・三％に達し、既設の九検査所に比較しては福井繊維製品検査所及び金沢繊維製品検査所(高岡支所を除く)に次ぐ地位を占めておりますので、この際本所に昇格させることにより、その機能の充実をはかることと、民間検査機関の指導監督にも万全を期することといたしました。

第四は、特許庁に工業所有権研修所を設置することであり、最近における急速な技術の進歩と経済の発展に伴い、工業所有権出願は、急激に増加するとともに、内容的にも高度化、複雑化の一途をたどっております。このため、三十一年度以降引き続き特許庁の審査、審判関係要員の増加を行なうて参りましたが、このたび工業所有権研修所を設置して、審査、審判に必要な職務上の研修を行い、審査官、審判官の職務能力の向上をはかることといたしました。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望いたします次第であります。

○委員長(藤田進君) 本件の審議は後日に譲ることといたします。

○委員長(藤田進君) 次に、今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案に關し、その内容、提出時期等

について、政府から説明を聴取いたします。

○政府委員(愛知揆一君) ただいま委員長からお話がございましたような件について、御説明申し上げます。

当内閣委員会に對しまして、政府としてすでに提案いたしました法律案、あるいは今後提出をいたそうと考えております案件が、件数が非常に多いので、当委員会におかれまして非常に御迷惑と存じますが、何分ともによりしくお願い申し上げます次第でございます。

そこで、本日は法律の件名とその要旨、それから提出の見込みの時期、それから衆参両院のいずれかに先議をお願いしたいと考えております区分、それから予算関係の区分、大体以上四つの点を中心といたしまして、御説明を申し上げます。

お手元に差し上げてございます参議院内閣委員会付託予定法律案という表について申し上げたいと存じますが、まず、その表の中で、すでに国会に提出済みのものが、ここにございますように、十一件あるわけでございます。

この提出済みのもの、それから提出予定を一応いたしておりますものが十九件あるわけでございます。この調べは、各省庁において御審議をお願いしたいという予定も含めて取りまとめ

たものでございまして、今後の検討の結果、若干件名の変更や追加削除、あるいは先議をお願いする区分の変更等があり得るかと考えております。

それから、上に「参」と書いてございしますのは、備考にもございしますように、一応参議院に先議をお願いしたいというものを示したものでございまして、その他は一応衆議院に先議をお願いするか、あるいはいずれにお願ひした方が適當であらうか未定のものと、両方が含まれておるわけでございます。それから提出予定の方でございします。それが提出するの、最近に提出ができる、具体的に申せば二月中には御提案申し上げることができると見込まれておりますものに、※のしるしをつけてある次第でございします。そのしるしのごさいせんものは、提出の時期がまだ決定してないものでございします。それから、○のしるしがついてございしますものが、いわゆる予算関係法律案と称せられるような種類のものがございます。

そこで、提出いたしました十一件につきましましては、提案の理由等を大体お聞き取りいただいたかと思ひますので、これは一応省略いたしまして、提出予定十九件、この概略を御説明申し上げます。

その順序に申し上げますと、まず、憲法調査会法の一部を改正する法律案でございますが、これは、憲法調査会事務局の事務を円滑に処理いたしたいという考えから、現在定員が七人になつておりますものを十二人に、すなわち五名増員をさせていただきたいというの、憲法調査会法の一部を改正する法律案の内容でございまして、本件は最近の機会に御提案申し上げる準備はできておるわけでございます。それから一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案でござい

います。この要旨は、御承知のように、昨午人事院勧告が出ております。その人事院勧告の中で、通勤手当を支給することが適當であるという勧告でございしますが、その分を人事院勧告に従ひまして支給をいたしたいということ、これは予算関係の法律案でもございしますが、そういう内容でこの案を作つておるのでございします。

それから、その次に榮典法案でございします。これはいまだ提出の時期も来ておりませんのでございしますが、現行の榮典制度を整備するために、法律をもつて榮典制度の基本的な事項を定めることが適當であると考へまして、一応これは用意をしつゝあるわけでございます。

それから次の總理府設置法の一部を改正する法律案、本件は、現在總理府の本部の付屬機關として、御承知のように、南方連絡事務局というものがあつてございしますが、この南方連絡事務局は、現在の南方連絡事務局におきまして、北方の地域——その地域といふのは政令で定めたいと存じておりますが、國後、択捉、齒舞、色丹といふような所の北方地域についての關係の事務の連絡調整をいたしますことにして、名称も從つて變更しまして、なお、この局を總理府本部の内部部局とするといふことを適當と考へておるわけでございます。本件につきましても、予算関係のことでもあり、最近の機会に御審議をお願いするように提案いたしたいと考へております。

それから恩給法等の一部を改正する法律案、これはいよいよ旧軍人遺家族等の恩給等の増額を規定せんとするものでございします。これも最近の機会に

法案として御提案申し上げるつもりでございます。

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案、この要旨は、内廷費の定額が現在三千八百萬円でございします。これを五千萬円に増額する。それから皇族費の一人当りの定額が現在百九十九萬円でございしますが、これを三百萬円に増額せんとするものでございまして、これも最近の機会に正式に御提案申し上げることになつております。

行政管理局設置法の一部改正法律案、これは内容が三つございまして、一つは、行政管理局の地方の部局と申しますか、まあ支分部局とでも申し上げた方がいいかと思ひますが、要するに地方部局の所掌事務を充たしたまはして、本庁の各局の事務を分掌させることが適當であると考へております点が一点でございます。從つて、これに伴ひまして、名称を管区並に地方行政管理局といふような名称に改めるといふことが第二でございます。第三は、管区行政管理局の部を増置いたしまして、三部制にするといふのがその内容でございます。

それから行政機關職員定員法の一部を改正する法律案、これは、昭和三十三年度の各省庁の事業予定計画に即応いたしまして、三千六百七十二人の定員の増加を規定せんとするものでございします。それが一つでございます。それからいま一つは、定員外の職員一万九千六百十三人の定員化をはかるというの、この二つでございます。この二つをこの中で規定をせんとするものでございします。

それから防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、これは、先ほど申し

ました一般の公務員と同様に、通勤手当を新たに設置しようとするのが一つ、いま一つは航空手当等を増額いたしたい、この二つがこの内容になつておるわけでございます。

それから法務省設置法の一部改正法律案でございします。これは内容が四つございします。一つは、官房に部を設置するといふこと、それから一つは、いわゆる戦犯でまだ拘留されておる戦犯在所者の減少に伴ひまして、果敢刑務所施設を東京拘置所として復元をするといふことが一つの内容でございします。

それから入國管理事務所出張所の名称及び位置を、法務省令で定めることができるようにいたしたいといふこと、それから一つは、法務研修所に支所を設置いたしたい。以上四点が本件の内容になつておるわけでございます。

それから外務省設置法の一部を改正する法律案でございしますが、これは内容が三つございまして、一つはアジア局に次長一人を置くといふこと、一つは、その名称を國際連合局に改めるといふこと、それから一つは、國際協力局の名称を國際連合局に改めるといふこと、それから一つは、外務省近畿連絡事務局といふものを大阪府に置く。以上三つの内容を盛るものでございします。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、これは、特別職の職員の現在の給与は、一般職の職員に比しまして非常な不均衡が出てきておりますので、これを是正いたしたいといふのが内容でございします。

それから公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案、それから

次に、國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案、この二つは、それぞれ内容が同様でございまして、健康保險法の一部改正法が施行されますのに伴ひまして、それに平仄を合せた必要の改正をはかるものでございします。

昭和二十八年十二月三十一日以前に給付事由の生じた國家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案、これは、先ほど申し上げました恩給法等の一部改正に関連いたしまして、所要の改正を行いたいといふのが内容でございします。

農林省設置法の一部を改正する法律案、これには内容が二つございまして、付屬機關でありますパレイショ原種農場の所掌事務に、災害対策用としての雜穀種子の生産に関する項目を加へたいといふのが、一つであります。いま一つは、種畜牧場の所掌事務に種畜家畜についての試験研究に関する項目を加へたい、この二つがその内容でございます。

運輸省設置法の一部を改正する法律案は、大臣官房に統計調査課を置くといふこと、それから海運調整部を廃止いたしまして、海運局に次長を置くといふこと、それから付屬機關であります航空保安事務所と航空標識所を本省の地方支分部局とする、こゝういふ内容でございします。

郵政省設置法の一部を改正する法律案は、電務局を設けること、それから電波監理局に部制をしくといふことが、主たる内容になつております。

最後の建設省設置法の一部を改正する法律案、その要旨は、道路局に二つの部を設置するといふことでございます。

たしましては、予算関係の法律案はどうしても、原則的に衆議院先議にならざるを得ない。それから、それ以外

さて、先ほど申し上げた百九十億圓
余りの増加でございますが、これは大
体、内容的に見まして、いろいろ見方

あるとか、整備員の関係その他において計上いたしております。もつとも、この金額は現年度三十二年度において

と、千二百一億円ばかりになるよりな
大体の計數でございます。これを要
ますれば、現年度予算に比して百九十

加ということば期待しないという建前
になつておるといふことも、三十三年
度の予算を御審議下さる上において一

応御考慮に置いていただきたい、こう存する次第でございます。

なお、各費目のことについてはここで省略いたしまして、資料によつて局長から御説明申し上げますが、全体といたしまして、防衛庁の予算関係のみならず、全体の防衛費の關係でございますが、これは御承知のように、施設提供費、また日米分担金というふうなもの、この三者を合計して、全体の防衛費というものが、國の防衛費が算出されるわけでございます。三十三年度においては、この経費は合計して千四百六十一億円ということになります。三十二年度においては、千四百一十一億円でございました。すなわち、防衛庁費千十億、施設費等百三億、日米分担金二百九十八億、合計千四百一十一億円に對して、三十三年度におきましては、防衛庁費千二百億、施設提供費七十五億、分担金百八十六億、三者合計が千四百六十一億、こうなるわけでございまして、防衛費全体としての三十三年度の増加は五十億円ということに相なつてゐる次第でございます。

この場合、これに關連して、一応歳出総額に對してこの全体の防衛費一防衛庁費のみならず、他の二項目を加えての防衛費の割合でございますが、三十三年度においては、一兆三千二百二十三億に對して、今申しました千四百六十一億に對して、その歳出総額に對する防衛費の割合は一割一分一厘といふことに相なるわけでございます。これは三十二年、現年度における一割二分四厘よりは、率においては低下しておる次第でございます。また、三十一年度の一割三分六厘に比

べても著しく低下いたしておるわけでございまして、五十億円の増にかかわらず、全体に對する防衛費の割合は低下してゐるというのが計数上に現れてゐるところでございます。

なおまた、國民所得との割合でございますが、防衛費、すなわち三十三年度におきましては千四百六十一億に對して、國民所得に對する割合は一・七二、すなわち一分七厘二毛といふ計数になるわけでございます。三十二年度におきましては、これが一・七〇といふことで、約二厘。もちろん國民所得の計数は推定でございます。予算の計数とは比較にならぬ程度のものでございまして、その点は留保申し上げます。三十一年度一・八四、一分八厘四毛に比べても非常な減少を見てゐる。大体横ばいといふか、そういった程度のものでございまして。

はなはだ、こゝろいふことを申し上げるのはいかかと思ひますが、國民所得に對する一分七厘二毛、防衛費の歳出総額に對する割合が一割一分一厘といふような計数は、漸減の傾向をたどつてゐるわけでございまして、各國の國防費と歳出総額の計数等もこゝに調べまして、國連の報告その他の統計等と見ても、大体三割以上、大きいものは六割以上、歳出総額の中に國防費が入つてゐるということ、一割台のものは、少くとも今日の統計に現れたところにおいては、ないといふことを申し上げて差しつかえなからうかと思ひます。

が、これは書面によりまして詳細に申し上げることにはいたしまして、大体概要をここに申し上げる次第でございます。

○政府委員(山下武利君) 昭和三十三年防衛庁予算案につきまして、補足して御説明申し上げます。便宜、お手元に配付申し上げました資料につきまして、ごらん願ひたいと存じます。まず、第一ページであります。これは予算の総額を計上してございまして、一番下の欄をごらん願ひます。三十二年の予算総額一千十億に對して、三十三年度は千二百億六千万、差引百九十億六千万の増加でございます。

これを組織別に申し上げますと、陸上自衛隊におきまして五百七十六億一千九百九十九万、海上自衛隊におきまして二百五十六億七千万、航空自衛隊におきまして三百二十七億三千五百五十九万、合計いたしまして千六百六十九億九千九百九十九万、官房各局、統合幕僚會議並びに付屬機關を合計いたしまして四十四億三千四百四十四万、合計千二百億六千万と相なつておるわけでございまして。

二ページは國庫債務負担行為の一覽表でございます。三十二年の総計二百億六千一百一十萬に對しまして、三十三年度は二百八十億四千四百萬を計上してございまして、差引十九億八千三百萬の増加であります。このおもな内訳を申し上げますと、まず海上自衛隊の航空機購入というところに、三十三年度に百五十二億三千二百萬を計上してございまして、これのおもなものはP2Vという対潜哨戒機でございますが、これを國庫債務負担行為を計上するために、國庫債務負担行為を計

上したのでございます。なお、航空自衛隊の航空機購入が、前年度に比較しまして相当大きく減少いたしておりましたのは、現在進行中のF86並びにT33という國産機がだんだんと契約を終りまして、ごく一部のものが残つてゐるという結果でございます。増加いたしましたものと、減少いたしましたものを差し引きまして、さつき申しました七十億八千三百萬の増加ということに相なつておる次第でございます。

三ページは経費の一覽表でございます。これは全部海上自衛隊に屬するものでございまして、潜水艦建造費につきましては、昭和三十一年度におきまして、昭和三十一年度におきまして御承認を得ました年割額を計上してございまして、三十三年度におきまして御承認を得ました年割額を計上してございまして、昭和三十三年度の既定額が三十六億六千九百九十九萬の既定額でございますが、年度途中に艦種の変更その他がありまして、一億九千九百九十九萬を増加する必要に迫られまして、改定額として三十八億六千九百九十九萬を計上してございまして、ただし、契約が若干おくれしました關係から、三十三年度の年割額は六億九千九百九十九萬を減少してございまして、昭和三十三年度に新しく計上いたしましたものといたしまして、昭和三十三年度甲型警備艦建造費四十一億九千九百九十九萬を計上し、その三十三年度年割額は十二億七千六百萬でございます。

次のページは、予算積算のもととなりまして定員の一覽表でございます。三十二年におきまして予算定員は、一番下の欄でございまして、自衛隊と一般職員とを合計いたしまして、二十二万三千五百二人おります。三十三年度の予算定員は二十四万二千七百十八人、一万九千二百六十六人の増加でございます。

おもな内訳を申し上げますが、陸上自衛隊におきまして自衛官一万人、一般職員百人の増加、海上自衛隊におきまして自衛官二千二百九十五人、一般職員三百二十一人の増、航空自衛隊におきまして、自衛官六千七百七人、一般職員七百名の増加でございます。そのほかに、建設本部並びに調達実施本部に振りかへます職員八十一名を差し引きまして、陸海空の自衛隊で一万九千三十五人の増加でございます。官房各局、統合幕僚會議、付屬機關におきまして、統計百八十一名の増加でございます。合計いたしまして、一万九千二百六十六人の増加と相なつてゐる次第でございます。

第五ページは、この予算編成に當りまして重点を置いた事項を列挙したものであります。まず、第一点といたしましては、昭和三十三年度予算編成方針の趣旨にのっとりまして、極力節約を旨といたしますとともに、繰り越し及び不用額を皆無にするといふことを目途にいたしまして、実行の可能かつ確実な経費のみを計上いたしております。

第二点は、航空事故防止及び救難対策のための経費に重点を置いたのでございまして。陸海空を合計いたしまして、三十五億三千一百萬を歳出に、十五億七千一百萬は國庫債務負担行為に計上してございまして。ここで直接的なものと同接的なものといふふうに區別して御説明を申し上げますが、直接的なものといひましては、たとえば飛行場の整備、救命用飛行機あるいは高速救命艇の購入という

ふうなものでございます。また、間接的なものとしたしましては、通信施設とか、あるいは修理用の備品の整備というふうなものを考えております。

第三点といたしましては、環境改善のための経費でございます。現在パイロット並びに一般隊員の環境は必ずしも良好というわけでありませんが、これをできるだけ改善をはかるという意味におきまして、合計いたしまして七億円を計上してございます。

第四点は、技術開発関係経費に重点を置いたことでございます。陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊並びに技術研究所を合計いたしまして、三十三年度は二十四億一千三百万円を計上してございます。この内訳は、陸上兵器、海上兵器、航空機、あるいは誘導兵器等の関係の各種の試作委託等に關するものでございます。

次のページは、その他の若干こまかい事項を一括してあげてございます。第一には、殉職したジェット・パイロットに対して、新たに特別弔慰金を支給することにした点でございます。第二点は、自衛官の募集につきまして、雇並に賃の確保をはかるために、募集関係の経費を増額いたしましたこととあります。第三点は、広報関係の経費を増額いたしましたこととあります。この募集関係と広報関係の経費は若干重複計上されてございます。第四点は、衛生局を新設いたしました。医療対策の飛躍的な拡充をはかることにいたしました点でございます。第五点は、航空自衛隊の定員につきましては、単に正面兵力の増加のほか、従来の後方支援関係の不均衡を是正しまして、訓練体制の強化をはかるために、約三千人

の定員を増加してございます。次のページは、予算編成の前提といたしまして昭和三十三年度の自衛隊の勢力の一覧表でございます。

まず、陸上自衛隊におきましては、先ほど御説明いたしましたように、三十三年度末定員といたしまして、自衛官十七万人、部隊職員一万一千九百八十一人、計十八万一千九百八十一人を予定いたしております。予備自衛官は、昭和三十三年度末九千五百人の予定でございますが、これを千五百人増員いたしまして、三十三年度末には一万一千人を見込んでおります。

部隊の編成といたしましては、混成団一、空挺団一、その他地区施設隊若干等を編成する予定でございます。次に、海上自衛隊でございますが、先ほど説明いたしましたように、昭和三十三年度末定員は、自衛官二万五千四百四十一人、部隊職員二千二百二十二人、計二万七千六百五十三人を予定いたしております。

艦艇といたしましては、米国より二千五百トン程度の大型警備艦二隻、並びに救命艇八隻の供与を期待しております。国産いたしましては、甲型千七百トン程度、警備艦は甲型千七百トン程度、乙型千七百トン程度、四五千トン程度の駆逐艦を二隻、三五千トン程度の中型掃海艦を四隻、救命艇二隻を予定いたしております。なお、艦艇の貸与に關する協定によりまして、米国から貸与を受けております艦艇のうち、警備艇より型の二十二隻を米国に返還する予定にいたしております。そのほかのことは、昭和三十三年末の艦艇見込みは、次の一覧表にありまして、各種艦艇を合計いたしまして、隻数に

おいて四百二十五隻、トン数において十一万一千八百八十一トンと相なる予定でございます。この中には、各年度末、この三十三年度末において建造中のものが計上してございます。

次に航空機でございますが、R4DQというものが、これが電子関係の訓練用の飛行機でございますが、これが四機、それからS2Fという対潜哨戒機、これが十七機、この供与を受けることを予定いたしております。そのほかS155六機、S158二機、これはいずれもヘリコプターでございますが、これを購入する予定でございます。それから先ほど申し上げましたP2Vという大型の対潜哨戒機、この四十二機を、国産を開始するという予定にいたしております。以上の結果、三十三年度末におきまして、この航空機の見込み数は、三十二年度末の百五十七機に對しまして、百九十七機となる予定でございます。

部隊の編成といたしましては、陸上及び海上各部隊並びに教育機関に若干の改編を行う予定でございます。次に、航空自衛隊におきましては、先ほど申し上げましたように、三十三年度末定員といたしまして、自衛官二百六十六万二千五百人、部隊職員三十四万二千二百七十七人を予定いたしております。

航空機につきましては、現在生産に着手いたしております戦闘機のF100、練習機のT33A、中間ジェットにつきまして既定計画を遂行していくとともに、新たに米国からF86Dといふ全天候戦闘機、これが六十機、それから輸送機のC46、これが六機、供与を受ける期待を持っております。

なお、救難用のヘリコプターといたしまして、H19十一機を購入を予定してあります。以上の結果、三十三年度末の航空機の見込みは、三十二年度末の見込み八百三十二機に對しまして、九百九十機になる予定でございます。

航空自衛隊の部隊の編成といたしましては、航空総隊司令部、航空北部方面隊司令部、航空中部方面隊司令部、航空西部司令部を編成する予定であります。また、第二航空教育隊、管制教育団を新設いたします。また、航空警戒隊、いわゆるレーダー・サイトでありまして、七カ所の運営維持をする予定であります。またF100の供与に伴いまして、その教育部隊を新設する予定でございます。

次のページは、予算編成の前提といたしまして相互防衛援助計画による米国防助の期待額でございます。陸上自衛隊におきましては、装備品その他を合計いたしまして八十九億三千万円、その他米国に留学いたします学生七十七人、海上自衛隊におきましては、艦艇、航空機その他を合計いたしまして、七十三億九千八百万円、留学生百十一名、航空自衛隊におきましては、航空機その他の部品、合計いたしまして二百七十二億三千四百万円、留学生百三十人を予定しております。金額の合計は四百三十五億六千二百万円でございます。これに對應いたしまして三十二年度の期待額は四百二十二億円見当でございます。

最後のページは、先ほど申し上げましたP2Vの国産化計画の概要でございます。生産計画といたしましては、三十四年度に六機、三十五年度に十二機、三十六年度に十二機、三十七年度

に十二機、合計四十二機が完成をする予定でございます。日本側の経費の分担といたしましては、日本側が百五十一億四千八百万円、全体の四九・三三、米側が百五十五億五千八百万円、全体の五〇・六七、合計いたしまして三百七十七億六千万円でございます。

年度別の予算計上予定額といたしましては、三十三年度計上しておりますのが一億九千四百万円でございます。以下は見込みでございますが、三十四年度におきまして十七億一千七百万円、三十五年度四十億六千四百万円、三十六年度五十億七千六百万円、三十七年度四十億九千五百万円、合計百五十一億四千八百万円でございます。

以上のとおり、昭和三十三年年度予算の補足説明を終わります。

○委員長(藤田進君) 先刻委員の異動がございました。参事に報告いたさせていただきます。

○参事(川上隆夫君) 御報告いたしました。前田佳都男君が辞任されました。西田隆男君が補欠として選任されました。

○委員長(藤田進君) 次に、科学技術庁の明年度予算の内容について御説明を願います。

○国務大臣(正力松太郎君) ただいま議題となっております科学技術庁の予算案について御説明を申し上げます。わが国産業の発展と国民生活の水準向上を期するためには、国内資源をできるだけ有効に利用するにほかならぬ、新技術の開発、新製品の創造等により輸出の振興を期さなければならま

せん。そしてこれを可能ならしめる最も重要な方策が科学技術の振興であり、これによって生ずる研究成果がその強力な推進力となるものであると信じます。しかし、戦後における我が国の科学技術の水準は、遺憾ながら、いまだ低位にあるというはかなく、これを向上せしめることこそ、刻下の急務であるといわねばなりません。

これに対処するため、政府は重要政策の一環として科学技術の振興を大きく掲げたものであります。昭和三十三年度当予算案は、この政策を強力に実施するための各種事業に必要な経費として歳出予算額九十五億三千七百五十九万七千円、国庫債務負担行為額五十一億四十万円を要求し、これを前年度予算歳出予算額七十二億七千二百三十三万四千円、国庫債務負担行為額四十四億八千四百円にくらべますと、歳出予算額二十二億六千五百四十六万三千円、国庫債務負担行為額六億二千四百万円の増額となっております。以下予算要求書の順を追ってその大綱を申し上げます。

まず、一、科学振興費関係として一億四千五百二十七万七千円を計上いたしました。その内訳は、次の通りであります。

(イ) 科学技術者の海外留学。わが国の科学技術の振興をはかるためには、各省庁の関係職員を海外先進諸国に留学せしめ、そのすぐれた点を習得せしめることが緊急の要務と信じ、このため、四千二百二十二万七千円を計上いたしました。

(ロ) 発明実施試験の助成。優秀な発明案であつて、経済的理由からその発明を実施することが困難な個人

または中小企業者に対して、実施化試験のための費用を補助して、実用化をはかる必要がありまゝです。このため二千三百四十万七千円を計上いたしました。

(ハ) 科学技術情報活動強化。内外における最新の科学技術情報の収集、分析及び提供に関する業務を行うことを目的として、昨年度発足いたしました日本科学技術情報センターに対して、その業務の強化をはかり科学技術水準の向上に寄与させるため、政府出資金及び補助金を交付する経費として八千九百九十九万七千円を計上いたしました。また、海外の科学技術に関する最新の動向を迅速に知するため、科学技術アタッシュの増強をはかることとし、ウインに一名派遣するための経費を、外務省から要求しております。

次に、二、原子力平和利用研究関係として七十七億二千五百四十四万七千円を計上いたしました。この内訳は次の通りとなっております。

(イ) 日本原子力研究所。まず実験用原子炉については、昭和三十五年度に国産一号炉を完成することを目標として諸般の準備を行なっておりますが、C P R 型炉については、組立、完成を促進して、昭和三十三年中に運転を開始したいと考えております。また試験用動力炉については、世界各国の原子力開発の趨勢とわが国の国情とを勘案して、最も適切な型の炉を購入いたしたいと考えております。このほか、原子炉に関する各種設計、計測制御、原子炉燃料、炉体材料等の研究を推進せしめることとして、日本原子力研究所が、真にわが国原子力研究の中核的機関たり得るよう、その機能の拡充整備をはかることとしております。

このため、四十五億四千万円と、別に国庫債務負担行為の額三十一億六千四百四十万七千円を計上いたしました。

(ロ) 原子燃料公社。原子燃料公社においては前年度に引き続き、核原料物質の探鉱を積極的に進め、昭和三十三年度より建設中の精製中試験工場の完成をはかることとし、それらの採集による核原料物質の試験生産を開始することとしております。このため、十二億五千万円を計上いたしました。

(ハ) 核燃料物質等の購入等。日本原子力研究所に据えつけられたもの及び今後据付予定の研究用原子炉等に使用される濃縮ウラン等を購入及び借用する経費として、六千四百六十九万七千円を計上いたしました。

(ニ) 原子力関係技術者の海外派遣。原子炉製造等に必要なる技術者を、海外先進国へ派遣して、原子力関係技術者の養成訓練を行うこととし、前年度に引き続き三千四百七十七万七千円を計上いたしました。

(ホ) 原子力平和利用の研究。原子炉製造等のため必要な資材、機械装置、計測器等の製造技術等を、民間において研究している者に対し、その試験研究を助成するため、二億七千万円と、これとは別に国庫債務負担行為額一億二千万円を計上いたしました。また、原子力の開発、利用等について、今後の計画を進める上に因として説明しておかなければならない試験研究テーマを民間等に委託研究させるため、二億円を計上いたしました。

(ヘ) 核原料物質の探鉱奨励。国内における核原料物質の開発を早急に実施できるよう、核原料資源の賦存が予想される地域に存在する鉱山に対し、積

極的に調査探鉱をなさしめるため、補助金として、三千万七千円を計上いたしました。

(ロ) 国立機関の原子力試験研究。関係行政機関等における試験研究については、固有の研究分野に関連して原子力の開発、利用等の促進に直接関係する研究テーマに対し、それぞれの特色に応じた活動を期待することとして、六億七千五百五十六万七千円を計上いたしました。

(ハ) 放射能測定調査研究。大気、海洋、地表、動植物等について人工放射能及び自然放射能の分布、状況を、組織的に測定調査して将来の原子力時代に備えるため、国立機関及び公立衛生研究所等に、その調査を実施させるため、三千六百二十四万七千円を計上いたしました。

(ニ) 放射線医学総合研究所。放射線医学及び放射線による障害に因し総合的試験研究を行う目的で、昭和三十三年度に発足した放射線医学総合研究所は、目下千葉市に施設の建設を行っておりますが、これが完成に努力するとともに、研究体制をすみやかに整備するため、五億六千九百三十三万七千円と、別に国庫債務負担行為額一億二千万円を計上いたしました。

三、所管試験研究機関関係として十八億六千九百八十八万七千円を計上いたしました。その内訳は次の通りであります。

(イ) 航空技術研究所。六カ年計画をもつて整備する予定で、昭和三十三年度においてはその第四年度として、超音速風洞を初め、ジェット・エンジン、機体関係等主要研究設備の整備をはかることとし、年度内に、超音速風洞については大部分の契約を終らせ、ジェッ

ト・エンジン研究設備等については一部運転を開始したい予定であります。このため十一億二千五百六十二万七千円と、別に国庫債務負担行為額十五億八千万円を計上いたしました。

(ロ) 金属材料技術研究所。新年度は、整備五カ年計画の第三年目に当り、各種の研究設備も逐次整備されましたが、引き続き試験研究用機械、試作用諸装置を整備いたしました。また、わが国唯一の金属材料に関する総合的試験研究機関としての機能をすみやかに發揮せしめたいと考えています。このため四億一千三百四十六万七千円と、別に国庫債務負担行為額一億三千九百九十九万七千円を計上いたしました。

(ハ) 特殊法人科学技術研究所(仮称)。株式会社科学研究所を特殊法人科学技術研究所(仮称)に改組して、その研究体制の整備拡充をはかり、もつて特色ある研究活動を強化することとし、前年度に引き続き政府出資を行き予定しておりますが、さらに新年度には、国家的に有意義であつて、企業のみでは開発の困難な新技術を開発するために必要経費八千万円を含めまして、総額三億三千万円を大蔵省所管政府出資金として、別途要求いたしております。

最後に、四、一般行政費関係として一億五千六十八万七千円を計上いたしました。その内訳は次の通りであります。

(イ) 科学技術会議(仮称)。科学技術振興の基本的政策を確立し、国の諸施策にこれを十分浸透させる目的で、新たに総理府に諮問機関として科学技術会議(仮称)を設けることとしたしております。その構成は、内閣総理大臣を議長として、関係大臣四名のほか常勤二名を含む学識経験者四名からな

り、その審議事項としては、科学技術に關する総合的かつ基本的な政策の樹立、長期的かつ総合的な目標の設定、総合的な重要研究の推進方策の樹立、及びこれらに關する日本學術會議から政府に要望された意見等についての検討等が考えられておりますが、このための人件費、事務費として一千五百七十七万円を計上いたしました。

(四) その他。当庁の内部部局におきまして、科学技術振興のための長期計画の策定、資源利用方策樹立のための総合的構造の調査の推進、内外科学技術の動向調査及び広報活動の強化、並びに電子技術の振興をはかるため、当庁の付属機関として電子技術審議会の設置等を行う経費として二千六百八十七万円を計上いたしました。

以上のほか、当庁における一般事務に必要な経費等を合算して、昭和三十三年予算要求額は、歳出予算九十五億三千七百五十九万七千円、国庫債務負担行為額五十一億四十万円となります。

近時、世界各国における科学技術振興の熱意は、きわめて大なるものがありまして、その成果は、まさに画期的な段階に達しており、従来の宇宙観すら一新されねばならない時期に際して、このときを当り、天賦の資源に恵まれないわが国が、世界先進諸国に伍しつ、なお文化国家建設の理想を達成するためには、科学技術の振興のほかに、確信いたしまして、以上申し上げ述べました諸施策を強力に推進したい所存でありますので、何とぞ十分に御審議の上、すみやかに御賛成を賜わらんことをお願いいたします。

○委員長(藤田進君) 補足があります。○政府委員(原田久君) ただいまの大臣の御説明に關連いたしまして、事務的に補足説明をさせていただきます。○委員長の資料がございまして、それに基づきまして補足の説明をさせていただきます。項目的には、ただいま大臣から大体骨子となるところの御説明がありましたので、そのうち付加する点だけについて御説明をお願いしたいと思います。

まず第一のこの表でございまして、一番左に事項がありまして、その右に三十三年度要求額(A)と書いてございまして、そのさらに右に前年度予算額(B)と書いてございまして、その次に差引増減額(C)マイナス(B)と書いてございまして、備考にはその要点を記入してございまして、こういう表でございまして、まず、事項について申し上げます。科学技術振興費関係で、その一に科学技術者の海外留学渡航の経費として四千二百二十二万八千八百円計上されております。これは関係各省の研究者を海外に派遣して、海外の最新知識を吸収していただく経費でございまして、これが前年度に比べて大幅に増額されておることでございます。この内訳といたしましては、一般留学として二千三百万円、それから国連拡大技術援助計画として千九百万円組まれておりますが、延べ留学予定者の数は百二十四名予定しております。

それから、次の2の御説明は省略いたしますが、これがカッコ書きで八千万円計上してございまして、注にござい

「特殊法人理化学研究所(仮称)」に出資金別枠として計上」とございまして、これは今回仮称を取りまして、理化学研究所法案を提出する予定になっております。この理化学研究所の一つの事業といたしまして、新技術開発の事業をやすることに予定しております。その経費として八千万円を計上しております。このこととございまして、御承知置きをお願いいたします。

次に、日本科学技術情報センターでございまして、これは昨年御審議いただき、昨年八月発足いたしましたものでございまして、発足に当りましては、政府出資金、補助金合せまして七千万円、ほか民間の寄付金、出資金合せまして七千万円、計一億四千万円で昨年発足したわけでございまして、昭和三十三年度におきましては、政府は一千万円増をいたしまして、出資金三千万円、補助金五千万円、計八千万円で事業を整備するということになっております。人員といたしましては三十人ほど、これは国家公務員でございまして、増加させる予定になっております。

次に、一欄飛びまして、6に多数部門の協力を要する試験研究助成という欄が、前年度二千五百万円とありましたが、本年ゼロになっております。これは備考にもありますように、「別途大蔵省計上経費基盤強化資金等(科学技術振興費)により処理」となっているものでございまして、昨年は多数部門の協力を要する研究といたしまして、クロレラという研究テーマを選びまして、日本食生活協会に補助いたしまして、農林、厚生、それから通産、その他関係方面の御協力をいたして発足したわけでございまして、そのういつた事業を来年度はどうしてやるかという問題につきましては、備考書きにありますが、経済基盤強化資金の中の科学技術振興費において、別途補正予算を組んで要求するというところに政府部内で打ち合せになっておりますので、そういう問題は、そこで取り上げるといふことになりましたので、ここには計上してないわけでございまして、次の7の総合的重要研究促進特別措置というの、これも空欄になっておりました。同様の措置をとる。同様と申しまして、経済基盤強化資金の方から補正予算を組んで要求するという考え方を持つております。政府といたしましては、この予算編成の当初に当りまして、科学技術庁といたしましては二十億円の要求を予定しておつたのでございまして、そのういつた経済基盤強化資金というものができるといふことになりましたので、ここでは計上いたしませんことといたしたのでござい

ます。なお、この関係は、先刻、大臣から御説明がありました科学技術會議の問題は審議されるだろうと期待してゐるものでございまして、御説明を付加いたします。

次に、原子力関係の表がございまして、このうち付加的に御説明いたしますが、6の核原料物質の探鉱奨励というのがございまして、金額としては三千万円でございます。従来、通産省の探鉱奨励金として通商産業省に計上しておつたものを、今回からは、核原料物質の探鉱奨励金でございまして、科学技術庁関係予算に計上してみたくてございまして、金額としては変化はございません。

次に、九番目の放射線医学総合研究所でございまして、この研究所には定員が三十名増加いたしておりますことを御報告申し上げたいと思ひます。

次に、次のページに移ります。試験研究機関関係でございまして、これは科学技術庁関係の付属研究機関でございまして、航空技術研究所につきましては、六カ年計画でその設備の整備を進めておりました。昨年は選音速風洞の施設をその半ば、半分の予算を計上いたしまして着工いたしておりますが、昭和三十三年度におきましては、その残りの後半の選音速風洞を中心とする設備の強化に充てる予算といたしまして、ここに掲げてありますような予算を計上した次第でございまして、金額といたしましては十一億二千五百六十二万三千円ということになっております。このほかには債務負担行為がございまして、債務負担行為として十五億八千万円を計上しておりますが、そういう予算をもちまして、航空技術研究所の設備の整備をはかりたいということでございまして、人員といたしましては三十人の増員が認められております。

次に、二番目の金属材料技術研究所でございまして、これは一昨年発足いたしました研究所でございまして、旧海軍技術研究所跡に施設を整備中でございまして、昭和三十三年度につきましては、引き続きその内容の整備をいたしたいというので、経費として四億一千三百四十六万三千円を計上しております。定員につきましては四十人の増員を認められております。

三番目の放射線医学総合研究所は、先刻説明いたしましたので、重複いた

しますから、説明を省略いたします。

四番目の特殊法人理化学研究所でございますが、先刻、大臣の予算についての大綱の御説明の中におきまして、特殊法人科学技術研究所(仮称)というふうに御説明がございましたが、これは政府といたしまして、いろいろ検討いたしました結果、名称を理化学研究所という名称として、法律案を近く国会の御審議に上程する予定にしておりますので、その点御修正をお願いいたします。(仮称)といたしておりますので、理化学研究所というふうにいたしましたし、しましては、三億三千万円でござい

ます。その内訳に、全国科学技術振興費の1の3の新技術の開発促進というので八千万円という説明をいたしました、その八千万円を含めまして三億三千万円でございまして、理化学研究所の研究部門関係といたしましては二億五千万円、それから開発部門関係が八千万円、計三億三千万円と相なるものでございます。特殊法人理化学研究所設置法案の説明に基きまして、詳細にまた御説明をする機会があるかと思

いますが、現在は株式会社科学研究所と相なっておりますのを、今回特殊法人というふうに変えますので、従来、毎年一億ないし一億五千万円ずつ出資しておりましたのを、二億五千万円に増額いたしました、先刻の新技術の開発と合せまして、三億三千万円となったわけでございます。

次に、四番目の一般行政費関係について補足説明させていただきますと、科学技術会議設置の費用でございますが、これは常勤議員二人をお願いする予定になっておりますが、その方の給

与とか、あるいは初度調弁費というふうな経費を含めました金額として、一千五百七十四万四千円が新規に計上されております。

それから、あと二番目の科学技術振興長期計画作成というのは、科学技術会議において審議する原案の準備をする経費として二百四十九万九千円が認められたものでございます。

三番目の資源の総合利用方策調査も、二千五百五十万円で、前年に比べまして増加になっておりますが、この増が七百四十七万七千円増になっておりますが、これは従来、科学技術庁の資源局で、資源調査会という審議機関と一体的に資源問題をいろいろな角度から検討して参つたのであります。それを総合的な取りまとめをしようというところになりました、その経費が入つたので増額されたものでございます。

あと五番目の電子技術の振興でございますが、今回、電子技術審議会を設けました、予定にしております。その経費として、わすかでございますが、三十四万八千円を計上したわけでございます。

それから技術士法の施行でございますが、これは昨年御審議をいただきましたとして制定された法律に基きまして、予備試験を本年、この二月にいたしまして、八月ころには本試験をいたすという段階になっておりますので、そういう試験の費用を中心いたします費用として九十八万八千円を計上しております。

その他は説明を省略させていただきます。本庁関係につきましても、定員として五十四名の増員が入っております。以上、簡単にございましてが……。

失礼いたしました。ただいま五十四名と申しましたが、五十九名でございまして、修正をお願いいたします。研究所関係が百名、三研究所百名と、計五百九十名の増員を見ただけでございます。現在定員が四百七十七名、それに百五十九名増加になりますので、全員といたしましては五百七十六名ということに定員が増加する予定になっております。

以上、大臣の御説明の補足をさせていただきます。大臣の御説明の補足をさせていただきます。

○千葉信吾 先ほど正力閣下大臣の説明された中に、説明書と食い違っている。まあ、いわば読み違いをされたところがある。速記録にはその通り記載されている。速記録にはその通り記載されている。速記録にはその通り記載されている。

○委員(藤田進君) お諮りいたします。ただいまの御発言、ごもつものように思いますので、委員長において普処いたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員(藤田進君) さよう取り計らいます。

なお、今後は注意していただくようにお願い申し上げます。

それでは、他に御発言もなければ、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十七分散会

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項を次のように改める。

2 大臣官房に調査統計部を、通商局に振興部を、軽工業局に化学肥料部及びアルコール事業部を置く。

第八條第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 意匠に関する指導及び

第二十一條第二項の表中

奨励並びにその盗用の防止に関すること。

第八條に第二項として次の一項を加える。

2 振興部においては、前項第七号及び第十号から第十三号の二までに掲げる事務をつかさどる。

第十一條第二項の次に次の一項を加える。

3 アルコール事業部においては、第一項第一号及び第七号に掲げる事務のうち、アルコール及びエチルエーテルに関すること並びに同項第四号及び第五号に掲げる事務をつかさどる。

第二十五條第一項の表中

を調査審議すること。

重要事項を調査審議すること。

第四十條第八号中「並びに意匠及び商標に関する奨励」を削る。

第四十五條(見出しを含む)中「万国工業所有権資料館」の下に「及び工業所有権研究所」を加える。

第四十六條の次に次の一条を加える。

2 工業所有権研究所は、東京都に置く。

製造検査所 金沢市

製品検査所 高岡市

製造検査所 金沢市

製品検査所 高岡市

3 工業所有権研修所の内部組織は、通商産業省令で定める。

第四十七条第一項の表中

を調査審議すること。

すること。

すること。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

二月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、建設省勤務の常勤労働者等の定員化に関する請願（第七〇六号）

一、恩給法第五十一条第一項第二号に対する特別例外措置の請願（第七三二号）

一、旧日本医療団職員（恩給等）に関する請願（第七五四号）（第七五五号）（第七五六号）

第七〇六号 昭和三十三年二月七日受理

建設省勤務の常勤労働者等の定員化に関する請願

請願者 茨城県常陸太田市木崎

一全建設省労働組合
東地方本部常陸支部内
宇野源次郎外二百六十四名

紹介議員 宮田 重文君

建設省勤務の準職員、補助員といわれる定員外職員は、不合理かつ不当な待遇を受けているから、これらの職員を定員内職員として待遇するよう定員法を改正せられたいとの請願。

意匠奨励審議会

意匠の奨励に関する事項

弁理士懲戒審議会

弁理士の懲戒に關し議決

を 弁理士懲戒審議会

弁理士の懲戒に關し議決

第七三二号 昭和三十三年二月十一日受理
恩給法第五十一条第一項第二号に対する特別例外措置の請願

請願者 宮崎県東城市東町四、三三四 桜井兼則

紹介議員 迫水 久常君

請願人は昭和二十年十月宮崎県立妻中學校教師として在職中、軍の解体作業に生徒の協力を強要されたため、やむなく同校生徒六十余名を出動させて同地山林附近に置きりにされていた飛行機エンジン二十六個を埋没する作業を行つたが、後にこのことが進駐軍の知るところとなり、旧陸軍刑法第八十三条違反して懲役一箇月の判決を受けた。このため同人は恩給法第五十一条第一項第二号の規定により普通恩給の受給権を喪失してしまつたが、この裁判は不条理窮まるもので、平時においては全く考えられないものであり、占領政策に基づく諸法令の廃止された今日においては同人の立場も当然考慮せられるのが至当と思うから、右恩給法の規定に対し特別の例外措置が採られるよう取り計らわれたいとの請願。

第七五四号 昭和三十三年二月十三日受理

旧日本医療団職員（恩給等）に関する請願

請願者 大阪府貝塚市橋本一、五八七国立大阪療養所
内 岩崎祐治

紹介議員 左藤 義澄君

旧日本医療団職員で、同団の解散に伴い政府に移管せられた者は、恩給法、国家公務員等退職手当暫定措置法及び国家公務員共済組合法の適用について、その旧日本医療団の在職期間を国家公務員の在職期間とみなし、これを通算せられるみちを開かれたいとの請願。

第七五五号 昭和三十三年二月十三日受理

旧日本医療団職員（恩給等）に関する請願

請願者 千葉市仁戸名町六七三
国立療養所千城園内
倉田庫司

紹介議員 川口爲之助君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第七五六号 昭和三十三年二月十三日受理

第一部 内閣委員会会議録第四号 昭和三十三年二月二十日【参議院】

昭和三十三年二月二十二日印刷

昭和三十三年二月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局